

スマートPBXサービス オフィス構築サービスに関する利用規約【現改比較表】 2022年9月1日現在

～2022年9月30日

第1章～第7章（略）

料金表

通則（略）

第1表 販売に関する代金及び工事に関する費用（略）

第2表 保守に関する料金

1 適用（略）

2 料金額

機器種別	区分	単位	料金額		
			センドバック	オンサイト	コールドスタンバイ
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
転送ゲートウェイ装置(c)	4チャンネルモデル	1台ごとに年額	35,100円 (38,610円)	-	15,600円 (17,160円)

備考

1 転送ゲートウェイ装置(i)(m)(c)でインターネット配下に接続を行う場合の提供条件は次のとおりとします。

(1)1台につき1の固定グローバルIPアドレスが必要となります。ただし、固定IPアドレスはスマートPBXサービスでは提供しません。

2022年10月1日～

第1章～第7章（略）

料金表

通則（略）

第1表 販売に関する代金及び工事に関する費用（略）

第2表 保守に関する料金

1 適用（略）

2 料金額

機器種別	区分	単位	料金額		
			センドバック	オンサイト	コールドスタンバイ
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 転送ゲートウェイ装置(i)(m)でインターネット配下に接続を行う場合の提供条件は次のとおりとします。

(1)1台につき1の固定グローバルIPアドレスが必要となります。ただし、固定IPアドレスはスマートPBXサービスでは提供しません。

(2)使用できる外線サービス、転送ゲートウェイ装置 (i)、 (m) 又は(c)の機器区分及び接続可能数は当社が別に定めるものとします。

(注) 当社が別に定める機器区分及び接続可能数は次のとおりとします。

使用する外線サービス	転送ゲートウェイ装置機器種別及び区分	接続可能数		備考
		外線チャンネル数	内線端末数	
・NTT Com ひかり電話サービス ・東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の音声利用 IP 通信網サービス契約約款に規定する音声利用 IP 通信網サービス第2種サービス	転送ゲートウェイ装置 (m)	8ch	50 台	
	転送ゲートウェイ装置 (i) 12 チャンネルモデル	12ch	52 台	IP Phone のみ利用した場合
			32 台	IP Phone とスマートフォン又はスマートフォンアプリを混在利用した場合
	転送ゲートウェイ装置 (i) 50 チャンネルモデル	50ch	100 台	
<u>転送ゲートウェイ装置 (c) 4 チャンネルモデル</u>	<u>最大 32ch</u>	<u>20 台</u> <u>※3</u> <u>100 台</u> <u>※4</u>	<u>接続可能数の外線チャンネル数については、初期値は 4ch であり、追加設定により 4ch</u>	

(2)使用できる外線サービス、転送ゲートウェイ装置 (i)、 (m) の機器区分及び接続可能数は当社が別に定めるものとします。

(注) 当社が別に定める機器区分及び接続可能数は次のとおりとします。

使用する外線サービス	転送ゲートウェイ装置機器種別及び区分	接続可能数		備考
		外線チャンネル数	内線端末数	
・NTT Com ひかり電話サービス ・東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の音声利用 IP 通信網サービス契約約款に規定する音声利用 IP 通信網サービス第2種サービス	転送ゲートウェイ装置 (m)	8ch	50 台	
	転送ゲートウェイ装置 (i) 12 チャンネルモデル	12ch	52 台	IP Phone のみ利用した場合
			32 台	IP Phone とスマートフォン又はスマートフォンアプリを混在利用した場合
	転送ゲートウェイ装置 (i) 50 チャンネルモデル	50ch	100 台	

				毎、最大 32ch まで増設可能					
・第 6 種シェアード IP-PBX サービス カテゴリ 1 タイプ 1	転送ゲートウェイ装置 (i) 12 チャンネルモデル	16ch※1	46 台 ※2	IP Phone のみ利用した場合	・第 6 種シェアード IP-PBX サービス カテゴリ 1 タイプ 1	転送ゲートウェイ装置 (i) 12 チャンネルモデル	16ch※1	46 台 ※2	IP Phone のみ利用した場合
			26 台 ※2	IP Phone とソフトフォン又はスマートフォンアプリを混在利用した場合				26 台 ※2	IP Phone とソフトフォン又はスマートフォンアプリを混在利用した場合
・第 6 種シェアード IP-PBX サービス カテゴリ 1 タイプ 2	転送ゲートウェイ装置 (i) 50 チャンネルモデル	50ch	100 台		・第 6 種シェアード IP-PBX サービス カテゴリ 1 タイプ 2	転送ゲートウェイ装置 (i) 50 チャンネルモデル	50ch	100 台	
<p>※1 外線チャンネル数を 17ch 以上使用する場合は、転送ゲートウェイ装置 (i) 12 チャンネルモデルをスイッチに複数台接続させる必要があります。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>					<p>※1 外線チャンネル数を 17ch 以上使用する場合は、転送ゲートウェイ装置 (i) 12 チャンネルモデルをスイッチに複数台接続させる必要があります。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>				

附 則（令和4年5月25日 A P S 1サ第00923318号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和4年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により保守サービス（転送ゲートウェイ装置（c）に係るものに限ります。以下この項において同じとします。）の提供を受けているオフィス構築サービス契約者については、令和5年9月30日を期限として、改正前の第2表（保守に関する料金）2（料金額）に規定する料金額を適用するものとし、その契約に係る取扱いについては、なお従前のおりとします。この場合において、令和4年10月1日以降に保守期間を満了するオフィス構築サービス契約者については、保守サービスの更新はできません。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。